

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年10月30日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正

1

## 告 示

### 富山県告示第431号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

本文中「別表」を「条例別表第1」に改める。

2 及び 3 中「条例別表」を「条例別表第1」に改める。

4 中「条例別表」を「条例別表第1」に改め、4 の表中

「	腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1 回	800, 200円	」
---	-------------	-----	-----------	---

を

「	腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1 回	800, 200円	」
	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	1 回	336, 600円	

に改める。

5 及び 6 中「条例別表」を「条例別表第1」に改める。

### 附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。ただし、本文、2及び3の改正規定、4の改正規定（表に係る部分を除く。）並びに5及び6の改正規定は、平成28年1月6日から施行する。

(医 務 課)